

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

(令和7年3月改定)

期 間 自 令和 7年 4月 1日
至 令和12年 3月31日

福井市

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ～5年間(R7～R11)の考え方～

(福井市)

本市の総面積は53,637ヘクタールのうち、森林面積は31,955ヘクタールで総面積の59.6パーセントを占めています。民有林面積は31,846ヘクタールで、その内訳は公有林が1,530ヘクタール、私有林が30,316ヘクタールとなっています。

パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月から森林環境譲与税が本市に対し譲与されています。また、その財源として令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1000円を賦課徴収されています。

本市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や県の補助予算や市単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、担い手不足、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されています。このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めていきます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、所有者自らが森林経営計画を作成し、整備を進めている森林が約2割(全国:3割)であり、全国と比べ計画的に森林整備が進んでいない状況にあります。

このため、本市では、森林所有者の情報を整理し、森林経営管理法に基づく意向調査を実施、森林所有者の森林の経営管理の意向を確認していくとともに、境界の明確化を進めていきます。

併せて、整備が行き届かない森林の所有者に対して、森林経営計画への参画を推進するとともに、本市や意欲と能力のある林業経営者等に森林の経営・管理を委ねるように働きかけます。

また、森林経営計画を作成している森林は、既存の補助を活用し森林整備を一層促進するとともに、森林経営計画を作成できないような小規模な森林においても森林環境譲与税を活用し、持続的に市内林産施設(製材工場)へ原木供給が可能となるように、低伐採率の間伐(2割程度)を推進します。加えて、作業道を持続的に使用できる仕組みを構築することにより、作業道の無秩序な作設による森林の有する公益的機能の喪失を防ぐ取組を進めます。

さらに、人里に近く人々の暮らしと密接に結びついている里山においては、野生鳥獣によ

る被害の軽減など地域住民の生活環境や生物多様性の保全を図るための里山林の整備・管理を推進します。

2 森林整備を担うべき人材の育成及び確保

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、福井県より認定を受け市内で森林整備事業等を実施している認定林業事業者は22経営体(令和6年5月15日時点)あります。

今後は、就業者の高齢化が進むとともに就業人口の減少により、新規就業者の確保が難しい状況が見込まれます。一方、自伐型林業に取り組む団体も増えています。

このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保、各種資格取得への助成、就業環境の改善、高性能林業機械のリースなど、林業就業者の安定確保や人材育成に向けた取組を進めます。

3 木材の利用促進

「生産から消費までを一体的に考え、地域の森林資源の活用を促進し、生産者へ利益を還元する循環の輪を確立する」ことを目的として、「ふくい未来の森林づくり推進協議会」を設立し、関係団体等と森林環境譲与税を活用した木材利用の促進について協議します。

また、公共施設の木造化・木質化、「こどもの居場所」に対する木造化・木質化及び玩具等の設置を進めることや、林地未利用材の搬出による資源の有効活用を進め木質バイオマス燃料として活用することなど、地域材の利用を促進します。

4 森林の有する公益的機能に関する普及啓発

森林は、木材の生産やきのこなどの林産物を生産する場だけではなく、土砂災害等を防止する国土保全機能や水源涵養機能、生物多様性の保全といった様々な環境保全機能を有しています。

しかし、森林の持つ多面的機能によりさまざまな恩恵を受けているにもかかわらず、その恩恵が理解されていないことから、福井市木育・森育基本方針に基づき、森林環境譲与税を活用し、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて普及啓発を図ります。

また、幼児期から木製品にふれあう実体験を通して、木材製品の良さや森林の大切さを伝える木育活動により普及啓発を図ります。